- 1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング(198)」
- 2. 日時:令和2年6月10日(水)13時30分~15時30分
- 3. 場所:
 - (1)原子力規制庁10階南会議室
 - (2)日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 ※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
- 4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁

原子力規制部 新基準適合性審査チーム 戸ヶ崎安全規制調整官、上野管理官補佐、加藤安全審査官、川末安全審査 官、荒川安全審査専門職

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究炉加速器技術部JRR-3管理課 担当者 他9名

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年5月8日付けで一部補正があった原子力科学研究所の原子炉施設(JRR-3原子炉施設)の変更に係る設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)申請(その11)に関し、上位クラスへの波及的影響等について、資料R3-198-1に基づき説明があった。
- (2)上記(1)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 上位クラスへの波及的影響について、影響を考慮する必要のある施設の分割申請回数を示し、対象設備全体が評価されていることを明確にする必要があること。
- (3)原子力機構から、令和2年5月28日付けで申請があった設工認申請(その13)に関し、耐震評価の申請概要について、資料R3-198-10に基づき説明があった。
- (4)上記(3)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - O 設備機器の耐震性評価について、基準地震動の変更により再評価が必要となる設備機器、耐震重要度を見直した設備機器等の区分を整理して説明する必要があること。
 - 〇 既往の設工認から、解析モデル、評価方法等を変更している評価対象については、変更内容、変更理由を明確にする必要があること。

6. 配付資料

- (1)原子力機構からの配付資料
 - 資料R3-198-1 JRR-3設工認(その11)に係る補正について
 - 資料R3-198-2 原子炉制御棟避雷針の設置
 - 資料R3-198-3 中央制御室外原子炉停止盤の設置
 - 資料R3-198-4 中央制御室におけるばい煙対策設備の設置
 - ・ 資料R3-198-5 原子炉プール及び使用済燃料プール水位警報設備の 設置
 - 資料R3-198-6 外部消火設備の設置
 - 資料R3-198-7 内部溢水影響評価
 - 資料R3-198-8 内部火災影響評価
 - 資料R3-198-9 JRR-3原子炉施設の構造(外部事象影響)
 - 資料R3-198-10 設工認(その13)耐震性評価
 - 資料R3-198-11 原子炉建家の負圧維持及び漏えい率に係る設計